

別記様式第15（第7条関係）（昭63総府令44・全改、平元総府令45・平7総府令3・平10総府令8・平11総府令64・平12総府令82・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第14線下・一部改正、平30原子規6・令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

年 期 核原料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第20項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質の区分（注1）		
供給当事国		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
施設名（注2）		
国際規制物資計量管理区域の符号（注3）		
事務上の連絡先（注4）	名称	
	所在地	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）

事 項		数 量（注5）	
期首在庫			
期中増加	受入れ（注6）	払出工場又は事業所名（注7）	受入年月日
	その他の増加（注8）		
調整（注9）			
計（注10）			
期中減少	払出し（注11）	受入工場又は事業所名（注12）	払出年月日
	消費、廃棄又は損失（注13）		
	事故損失		

	その他の減少 (注14)	
期	末	在庫
調		整 (注9)
	計	(注15)
期	末	貯蔵委託 (注16)
期	末	運搬 (注17)

- 注1 ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により記載すること。
- 2 廃棄事業者のみ使用することとし、廃棄施設名を記載すること。
- 3 計量管理規定で定めた国際規制物資計量管理区域の符号を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 ウラン鉱の区分に属するものにあつてはウランの量、トリウム鉱の区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 6 別記様式第3の注13の例により記載すること。
- 7 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
- 8 別記様式第3の注5の例により記載すること。
- 9 別記様式第3の注6の例により記載すること。
- 10 別記様式第3の注7の例により記載すること。
- 11 別記様式第3の注15の例により記載すること。
- 12 輸出の場合にあつては、輸出相手国及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
- 13 損失については、通常発生する損失を記載すること。
- 14 計量誤差による減少等を記載すること。
- 15 別記様式第3の注10の例により記載すること。
- 16 期末において、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。
- 17 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、核原料物質の区分ごとに、かつ、供給当事国ごとに作成すること。